

## 《トラック運送事業の現状》

- ・事業者数が極めて多く(約6万3千)、激しい競争の中で、過労運転・過積載など違法行為が発生しやすい。
- ・荷主との関係で弱い立場に立たされやすく、荷主から違法行為を強要されやすい。
- 過労運転防止に関する措置の不適正 約16%、輸送の安全確保に係る指導監督の不適正 約35%、社会保険未加入 約25%、車両の定期点検整備の不適正 約32% (平成21年度適正化実施機関の巡回指導における評価)
- 国による監査等は、重大悪質な違法行為の排除に重点を置く必要がある一方で、これらの事業者全ての違法行為の確認・是正を限られた国の監査要員(平成21年度 全国258人)だけで行うことは極めて困難

法令遵守の不徹底  
～輸送秩序に乱れ～

## 適正化事業

平成2年12月、貨物自動車運送事業法が施行された際に導入

### 違法行為を行っている事業者に対する指導、順法意識の啓発、荷主に対する要請などの活動を行う事業

- ・貨物自動車運送事業法第38条により、都道府県トラック協会を地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「地方実施機関」に指定
- ・同法43条により、全日本トラック協会を全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全国実施機関」に指定

民間団体の自主的な活動

事業者の意識を改善し、法令が遵守されやすい環境を整備し、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資する

## 適正化事業の実施体制・事業内容

### 全国実施機関(全日本トラック協会)

地方実施機関に対し、全国的な調整、指導員研修を行う

- (貨物自動車運送事業法第44条)
- 適正化事業の基本的指針の策定
  - 地方の連絡調整・指導
  - 指導員に対する研修
  - 秩序確立のための啓発・広報

※貨物自動車運送適正化事業対策協議会の意見を尊重  
※国土交通省と連携

連携

### 地方実施機関(都道府県トラック協会)

トラック事業者への巡回指導など現場活動を行う

- (貨物自動車運送事業法第39条)
- 適正化指導員による事業者に対する指導
  - 秩序確立のための啓発・広報
  - 苦情の処理
  - 行政に対する協力

適正化指導員約400人

※地方評議委員会(諮問機関)の意見を尊重  
※地方運輸局・運輸支局と連携

# 具体的な適正化事業の内容

## 全国実施機関の事業

### 1 基本的な指針の策定（法44条第1号）

地方適正化事業の円滑な実施を図るための適切な地方実施機関の組織体制に関する指針を策定し、また、事業者の違反状況などを踏まえた重点指導指針を策定すること。

### 2 地方実施機関との連絡調整及び指導（法第44条第2号）

各地方実施機関の担当区域以外の区域に営業拠点を有する事業者による法令違反活動や指導内容を、当該事業者が営業拠点を有する区域を担当する地方実施機関へ連絡し、相互の調整を行うこと。

### 3 地方実施機関職員に対する研修（法第44条第3号）

指導員に対する法令知識、指導方法などに関する研修を行うこと。

### 4 輸送秩序確立のための啓発・広報活動（法第44条第4号）

荷主の全国団体との懇談会の開催、貨物自動車運送に関する秩序の確立についてパンフレットの作成・配布などの啓発活動や広報活動を行うこと。

## 地方実施機関の事業

### 1 貨物自動車運送事業者に対する指導（法第39条第1号）

事業所の巡回又は街頭パトロール方式を通じての輸送の安全の確保及び運行管理違反並びに名義貸しなどの重大な違反行為に対する注意喚起及び指導

〈巡回指導〉

- 巡回指導件数 平成22年度 28,619件（全事業所84,191所）
- 2年に1回を目途に、トラック事業者を巡回指導

### 2 営業類似行為の防止のための啓発活動（法第39条第2号）

街頭パトロール方式等を通じての自家用貨物自動車による営業類似行為等の違法行為の防止のための啓発活動

〈街頭パトロール活動〉

- 7,802件（平成22年度）

### 3 輸送秩序確立のための啓発・広報活動（法第39条第3号）

荷主懇談会等を通じての荷主業界等に対する貨物自動車運送秩序の改善についての広報活動。元請事業者の下請事業者に対する違法行為の防止等貨物運送取扱事業者に対する啓発活動

〈啓発活動、関連会議、懇談会等の実施状況〉

- 3,434件（平成22年度）

### 4 苦情の処理（法第39条第4号）

荷主による適正な原価を下回る不当な運賃の要求等貨物自動車運送事業者からの苦情受付及び当該荷主に対する協力要請。引越輸送、宅配便その他貨物自動車運送事業に関する利用者からの苦情の受付及び当該貨物自動車運送事業者に対する指導

〈苦情処理件数〉

- 1,457件（平成22年度）

### 5 行政に対する協力（法第39条第5号）

無許可営業、過労運転、過積載、名義貸し等の悪質な法令違反についての地方運輸局及び運輸支局への情報提供。行政機関が実施する街頭取締りに対する協力

〈適正化機関の情報提供による監査端緒件数〉

- 1,094件（平成22年度）